



新任職員の紹介

昨年10月より勤務しております栗山と申します。
 社会福祉学科の大学を経て福祉関係の会社にて勤務しておりました。
 今回社協でケアマネジャーとして働かせていただくことになりました。
 ケアマネジャーとして皆様に最善のサポートができるように努めてまいります。
 今後ともよろしくお願いいたします。

くりやま あき
 栗山 亜希



～2021年4月 介護保険法が改正されます～

利用者さんに関わる介護保険改正のポイント

65歳以上の高齢者は3,500万人以上に達し、約3人に1人が高齢者の時代です。超高齢社会の今、介護保険制度は介護が必要な人に必要なサービスを提供する義務があり、持続可能性が確保された制度でなければなりません。今回の改正では、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年を見据えながら左下の2～5の点を図るとされています。

改正にあたっての主な点

- 1. 感染症や災害への対応力強化**
 ・日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進
 (感染症対策の強化 など)
- 2. 地域包括ケアシステムの推進**
 ・認知症への対応力向上に向けた取組の促進
 ・ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保 など
- 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進**
 ・寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進 など
- 4. 介護人材の確保・介護現場の革新**
 ・介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進 など
- 5. 制度の安定性・持続可能性の確保**
 ・評価の適正化・重点化 など

基本報酬の引上げ

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せされます。

居宅介護支援に関する部分

居宅介護支援費 (I) (カッコ内は旧単価)
 ※介護保険制度から全額給付されます。

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
取り扱い件数	1076 単位	1398 単位
40 件未満	(1057)	(1373)

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所には、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することが求められます。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供された割合

